

(議案その四)

令和五年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和5年2月13日

島根県知事 丸 山 達 也

第25号議案	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例	1
第26号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
第27号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	3
第28号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例	4
第29号議案	島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例	5
第30号議案	島根県部設置条例の一部を改正する条例	6
第31号議案	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給 条例の一部を改正する条例	7
第32号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例	8
第33号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	20
第34号議案	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	22

第35号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	23
第36号議案	島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	32
第37号議案	県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	33
第38号議案	島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例	34
第39号議案	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	35
第40号議案	島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	37
第41号議案	島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	38

第25号議案

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第 1 条 島根県立古代出雲歴史博物館条例 (平成17年島根県条例第59号) の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「第20条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

(島根県立美術館条例の一部改正)

第 2 条 島根県立美術館条例 (平成16年島根県条例第50号) の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項中「第20条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

(島根県暴力団排除条例の一部改正)

第 3 条 島根県暴力団排除条例 (平成22年島根県条例第49号) の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項第 5 号中「第29条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けたもの」を「第31条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第26号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第6の3級の項中「主任」を「係長又は主任」に改め、同表4級の項中「企画員」を「困難な業務を所掌する係長」に改め、同表5級の項中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

別表第9の2級の項中「主任研究員」を「係長若しくは主任研究員」に改める。

別表第11の3級の項中「主任」を「係長又は主任」に改め、同表4級の項中「高度の技術又は経験を必要とする主任」を「やや困難な業務を所掌する係長」に改め、同表5級の項中「保健所」を「本庁の課長補佐又は保健所」に改める。

別表第12の3級の項中「主任保健師」を「係長、主任保健師」に改め、同表4級の項中「企画員」を「困難な業務を所掌する係長」に改め、同表5級の項中「保健所」を「本庁の課長補佐又は保健所」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第27号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「法令の規定により」を「法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、」に改め、「含む。」の次に「第8条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（島根県の休日 を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第8条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第1条の2第2項及び第8条第2項の規定は、令和5年4月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「防災部原子力安全対策課」を「原子力環境センター」に改め、「（人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例

島根県東京宿泊施設管理基金条例（平成元年島根県条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第30号議案

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の表防災部の項に次の1号を加える。

(4) エネルギー対策に関する事項

第3条の表地域振興部の項第5号を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第31号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の115」を「100分の120」に改める。

別表第1中「9,100」を「9,200」に、「144,800」を「147,300」に、「10,000」を「10,100」に、「165,000」を「167,800」に、「1,300」を「1,310」に、「332,500」を「332,900」に、「12,000」を「12,600」に、「234,000」を「236,500」に、「176,000」を「178,800」に、「205,000」を「208,400」に、「6,400」を「6,700」に、「830」を「870」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表23の項第1号中「8,640円」を「8,240円」に改める。

別表64の4の項第1号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合

ア 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

（平成28年 経済産業省 令第1号。以
国土交通省

下この号及び次号において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法

律第5条第1
項に規定する
登録住宅性能
評価機関が作
成した法第54
条第1項各号
に掲げる基準
(以下この号
において「認
定基準」とい
う。)に適合
していること
を示す書類又
は知事の定め
るその他の図
書をいう。以
下この号及び
次号において
同じ。)の提
出がある場合
にあっては、
5,000円)
38,000円(住
宅基準適合証
等の提出があ
る場合にあっ
ては、5,000

b 床面積の合計が200平方メート
ル以上のもの

	円)
(イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

別表64の4の項第1号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年^{経済産業省}令第1号。以下この号及び次号において「省令」とい^{国土交通省}う。)」を「省令」に改め、「にあっては(ウ)」の次に「又は(ロ)」を、「及び(ウ)」の次に「又は(ロ)」を加え、同号イ(ウ)中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号イ(ウ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
-------------------------------------	--

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

別表64の4の項第2号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の

認定を受けようとする場合	
(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計	10,000円（変

が200平方メートル以上のもの

更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

別表64の4の項第2号イ中「にあってはウ」の次に「又はロ」を、「及びウ」の次に「又はロ」を加え、同号イウ中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号イウの次に次のように加える。

ロ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

32,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

57,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

c 住宅部分の計画の変更に係る部

102,000円(変

分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
45,000円)

d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

149,000円(更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
77,000円)

別表64の5の項第7号ア㍑中「にあってはc」の次に「又はd」を、「及びc」の次に「又はd」を加え、同号ア㍑c中「について」の次に「省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて」を加え、同号ア㍑cの次に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に

	あつては、 10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	56,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 20,000円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	102,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 45,000円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	149,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 77,000円)

別表64の5の項第7号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この号、次号及び第10号において同じ。)の場合

<p>a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>
<p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>
<p>b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p>
<p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、</p>

5,000円)

別表64の5の項第8号アア中「にあつてはc」の次に「又はd」を、「及びc」の次に「又はd」を加え、同号アアc中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号アアcの次に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について 誘導仕様基準を用いて評価を行う 場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	32,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メート ル未満のもの	56,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 20,000円)
(c) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メー トル未満のもの	102,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 45,000円)
(d) 住宅部分の計画の変更に係る	149,000円(住

部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)

別表64の5の項第8号アイ)を次のように改める。

(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合

a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの

9,000円(住宅誘導基準適

の	合証等の提出 がある場合に あつては、 3,000円)
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出 がある場合に あつては、 3,000円)

別表64の5の項第10号ア(ロ)中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号ウ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表23の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

第33号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄中(62)を(64)とし、(47)から(61)までを(49)から(63)までとし、同欄の(46)中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同欄中(46)を(48)とし、同欄の(45)中「建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に関する」を加え、同欄中(45)を(47)とし、同欄の(44)中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同欄中(44)を(46)とし、(43)を(45)とし、同欄の(42)中「建築される」を「建築等をする」に改め、同欄中(42)を(44)とし、(41)を(43)とし、同欄の(40)中「建築される」を「建築等をする」に改め、同欄中(40)を(42)とし、(19)から(39)までを(21)から(41)までとし、(18)を(19)とし、その次に次のように加える。

(20) 法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る申請の受理

第2条の表第25号左欄中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、同欄の(15)中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同欄中(15)を(16)とし、(10)から(14)までを(11)から(15)までとし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受理

第2条の表第28号左欄の(1)中「(21)から(23)まで」を「(23)から(25)まで」に改め、同欄の(12)中「(15)」を「(17)」に改め、同欄中(23)を(25)とし、(16)から(22)までを(18)から(24)までとし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第59条第7項の規定による情報の提供の要求

(17) 法第59条第9項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令をした旨の公表

第2条の表第28号右欄中「(21)及び(22)」を「(23)及び(24)」に、「(21)から(23)まで」を

「(23)から(25)まで」に、「(22)及び(23)」を「(24)及び(25)」に、「(20)」を「(22)」に改め、同表第36号左欄中「掲げるもの」の次に「((1)から(5)まで、(9)及び(10)に係る事務にあっては、電子手続（旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）第1条第2号に規定する方法をいう。）により申請等が行われる場合を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条の表第36号左欄の改正規定は同年3月27日から施行する。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第36号左欄の(12)の改正規定中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に」を「（平成元年外務省令第11号）」を削り」に改める。

第34号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の35の3の項の次に次のように加える。

35の4 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可を受けようとする者		1件につき 79,200円
35の5 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者		1件につき 78,500円

別表第1の39の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の39の項の改正規定は、公布の日から施行する。

第35号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24
年島根県条例第18号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「除く。」の次に「第12条及び」を加える。

第 6 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 3 児童福祉施設 (助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを
除く。以下この条及び次条において同じ。) は、児童の安全の確保を図るた
め、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での
活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全
に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関す
る事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。) を策定
し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項
の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者と
の連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につ
いて周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計
画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 6 条の 4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動そ
他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の

際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第12条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中

毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第45条第2項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

第82条に次の1項を加える。

10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第89条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第89条に次の1項を加える。

2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年島根県条例第81号) の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) 第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等 (居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。) をいう。以下同じ。) に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。) を策定し、当

該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第55条の6に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第55条の9中「、第47条」を削る。

第57条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第72条の14及び第80条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第4条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第13条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(10) 通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項に

において「新設備運営基準条例」という。)第6条の3(保育所に係るものを除く。)、第2条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第4項において「新指定通所支援基準条例」という。)第41条の2及び第3条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第38条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新設備運営基準条例第6条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 新指定通所支援基準条例第41条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、第4条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第13条第10号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第9号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

第36号議案

島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正)

第2条 島根県子ども・子育て支援推進会議条例(平成25年島根県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第37号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第1条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,599人」を「1,595人」に、「186人」を「185人」に、「988人」を「962人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,026人」を「5,065人」に、「358人」を「355人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「には、休館日を設けない」を「の休館日は、毎月第1火曜日及び第3火曜日とする」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「施設等の維持管理のため」を削り、「博物館を休館」を「休館日を変更」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日、5月1日、同月2日若しくは8月15日に当たるときは、その日の属する週の翌週の火曜日を休館日とする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

第39号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表島根県獣医師修学資金の項中第4号を第5号とし、

3 前2号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。		を
--	--	---

3 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いてその業務に従事した期間が貸与期間の2分の3（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合にあっては、3分の5）に相当する期間に満たないとき。	債務の一部	
4 前3号に規定する従事期間	債務の全部	に改める。

中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県獣医師修学資金については、なお従前の例による。

第40号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第4の14の項の次に次のように加える。

14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
--	--------------------

別表第4の19の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同表の21の2の項の次に次のように加える。

21の3 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
--	---------------------

別表第4の33の項及び34の2の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表の34の3の項中「建築され」を「建築等をし」に改め、同表の35の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表の35の2の項中「の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表の35の3の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三隅川発電所の項中「7,400」を「7,900」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。